

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会  
(令和4年度第1回)

審議事項 第1号

神居デイサービスセンターの廃止について

# 神居デイサービスセンターの廃止について

## 1 施設の概要

名称: 旭川市神居デイサービスセンター

位置: 旭川市神居5条12丁目(市営神居団地敷地内)

用途: 老人福祉法第15条第2項に基づく老人デイサービスセンター

運営: 社会福祉法人光風会が市の指定管理者として運営

予算: なし(介護保険事業としての介護報酬及び利用者負担金等で運営)

## 2 廃止の経緯

老人デイサービスセンターとして平成9年5月1日に開館。建設費270,732千円。開館以来、社会福祉法人光風会により運営され、平成17年からは指定管理者制度を導入。開館当初は介護保険制度が開始される前で、市内に同様のサービスを提供する事業所も少なかったことから、十分な収益を確保できていたが、介護保険制度の導入以降、民間のデイサービスセンターの開設も相次ぎ、収益性は悪化し、近年は赤字が続いていた。

令和4年度からの指定管理者の選定に当たり、公募および再公募を行ったが応募はなく、同3月31日で事業を休止し、現在に至っている。

休止時の利用者については、入院や感染予防で長期休止になっていた方を除き、概ね同法人運営の別のデイサービスセンターや他のデイサービスセンターへ異動。

老人デイサービスセンターの事業は市内で十分なサービス量が確保されており、同様の事業を運営する行政の役割は薄れていることから、神居デイサービスセンターを廃止することとした。

### 市内デイサービスの状況

基準日	事業所数	定員	備考
H12.4.1	10	350	介護保険法施行時
H30.4.1	116	2,674	直近5年間の状況
H31.4.1	120	2,739	
R2.4.1	120	2,749	
R3.4.1	126	2,784	
R4.4.1	124	2,746	

## 3 今後の対応

廃止後の施設利用については現在庁内で検討中。